

健康サポート薬局について (概要)

～ 背景 ～

社会的な背景

我が国における少子高齢化の進行

→高齢者の多くが地域の身近な医療機関を受診したり、在宅医療・介護を受ける社会

→「地域包括ケアシステム」の構築

*地域包括ケアシステム：重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるための、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供体制

薬局・薬剤師の現状

- 薬剤師には、調剤や医薬品供給等を通じて、公衆衛生の向上・増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する役割が求められている。
- しかし、患者の服薬情報の一元的把握とそれに基づく薬学的管理・指導などの機能が必ずしも発揮できていないなど患者本位の医薬分業になっていない、医薬分業に伴う負担に見合うサービスの向上や分業の効果などを実感できていない等の問題が指摘されている。(規制改革会議)

《 急速な医薬分業の進展の副作用 》



薬局・薬剤師がより一層、本来の職能・役割を発揮するとともに、地域包括ケアシステムに対応した、予防から介護までの幅広い視点と対応力を持つことの必要性

厚生労働省 「患者のための薬局ビジョン」の策定
「健康サポート薬局」の創設 (次ページ以降で説明)

日本再興戦略 (H25.6.14)

国民の健康寿命の延伸

薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。

社会の変化・医療構造の変化

- 人口構造の変化(不健康寿命の長期化)
- 疾病構造の変化
- 支え手の不足
(財源の不足、医療・介護の担い手の不足)

医療のあり方・提供体制のあり方の変化
「医療機関完結から地域完結」へ
「発症させない、重症化させない」へ

薬剤師にも、薬局(医療提供施設)にも、予防の視点が必須

- 薬物治療だけでなく、発症前(予防・健康の維持増進)からの関わり
- ライフステージを通じた関わり
- 地域の保健・衛生との関わり

3

地域包括ケアシステムに対応した 薬局・薬剤師へ

地域包括ケアシステムは、高齢化等の社会構造の変化を踏まえて提唱されている、「**住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供体制**」



薬局・薬剤師
予防から介護までの
幅広い視点と
対応力
+
地域社会、他職種との
つながり

対「患者」に加え、対「**地域**」へ

健康サポート薬局

4

健康サポート薬局の機能

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を備えた上で、地域包括ケアシステムの中で、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する機能を持つ＝健康サポート薬局

かかりつけ薬剤師・薬局(かかりつけ機能)

- ・ 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ・ 24時間対応・在宅対応
- ・ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化 など



健康サポート機能

- ・ 医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うこと
- ・ 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介すること
- ・ 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施すること
- ・ 地域の薬局への情報発信、取組支援等を行うといった積極的な取組を実施すること など

健康サポート薬局

5

かかりつけ薬局と健康サポート薬局 (考え方の整理)

かかりつけ薬局	健康サポート薬局
<ul style="list-style-type: none"> ● 患者を中心とした考え方(患者が選ぶもの) ● 患者とのパーソナルな関係性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会リソース ● 薬局機能、薬剤師職能を地域で活用する仕組み
<ul style="list-style-type: none"> ● 医薬品の一元的・継続的管理(外来から在宅まで) ● 地域に必要な医薬品の過不足ない供給 ● 医薬品等に関する相談や健康相談への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ薬局としての機能は当然有する ● 地域の保健・医療・介護等と連携した、より積極的な健康情報等の発信や健康相談窓口・相談対応機能 ● 地域住民のニーズに応える医薬品・衛生用品等の供給
<ul style="list-style-type: none"> ● 薬局としての基本的役割 	<ul style="list-style-type: none"> ● これからの社会により求められる役割

■かかりつけ薬局

「かかりつけ薬局」とは、地域に必要な医薬品等の供給体制を確保し、その施設に従事する「かかりつけ薬剤師」が、患者の使用する医薬品の一元的かつ継続的な薬学管理指導を行っている薬局。(日本薬剤師会、平成27年9月16日)

■健康サポート薬局

健康サポート機能※を有する薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局。(厚生労働省「健康サポート薬局のあり方について」、平成27年9月24日)

※健康サポート機能:かかりつけ薬剤師・薬局が、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援すること。

6

健康サポート薬局の薬機法上の位置づけ

- 薬局の業務体制や設備について一定の基準（厚生労働省告示）に適合
- 都道府県知事等に届出（H28.10月より開始）
 - 健康サポート薬局である旨の表示ができる
 - 薬局機能情報提供制度により公表される
- 健康サポート薬局である旨を表示する場合には、基準に適合させることが薬局開設者の遵守事項

7

健康サポート薬局の基準（主なもの）

(1) 関係機関※とあらかじめ連携体制を構築

※ 医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーションのほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等

(2) 人員配置・運営

- ① 相談対応や関係機関への紹介に関する研修を修了した薬剤師が常駐
- ② 平日働く社会人も相談できるよう、土日も一定時間開局
- ③ 地域住民の健康の維持・増進を具体的に支援

※ 薬剤師のお薬相談会、健診の受診勧奨、認知症の早期発見、医師や保健師と連携した糖尿病予防教室、管理栄養士と連携した栄養相談会など

(3) 医薬品等の取扱い・設備

- ① 要指導医薬品等、衛生材料等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
- ② プライバシーに配慮した相談窓口を設置
- ③ 健康サポート機能を有する旨やその内容を薬局内外に表示

8

健康サポート薬局研修について

健康サポート薬局に常駐する薬剤師の資質

健康サポート薬局に常駐する薬剤師の資質（施行通知より）

■ 常駐する薬剤師の資質（基準告示三関係）

- ① 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師（以下「研修修了薬剤師」）が常駐していること。
- ② 一定の実務経験については、過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上あるものとする。研修の提供者は、研修の修了証を発行する際に確認するものとする。
- ③ 研修修了薬剤師は、研修修了後も健康サポートに関する知識の習得に努めること。
- ④ 研修修了薬剤師は、かかりつけ薬剤師としての役割が果たせるよう、当該薬局で業務を行っている薬剤師であること、また、認定や研修を積極的に受けるなど自己研鑽に努めること。
(以下略)

所定の研修を修了し、薬局での5年の実務経験がある薬剤師の常駐が必要

10

研修の内容、時間数等

研修内容と時間数は、厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」により定められています。

	研修項目	時間
技能 習得型 (演習が必須)	健康サポート薬局の基本理念	1
	薬局利用者の状態把握と対応	4
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3
知識 習得型 (講義形式。eラーニングも可)	地域住民の健康維持・増進	2
	要指導医薬品等概説	8
	健康食品、食品	2
	禁煙支援	2
	認知症対策	1
	感染対策	2
	衛生用品、介護用品等	1
	薬物乱用防止	1
	公衆衛生	1
	地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1
	コミュニケーション力の向上	1

計：30時間¹¹

留意点

- 「健康サポート薬局」の基準にある「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修」を行えるのは、研修実施機関として指定確認機関(日本薬学会)の確認を受けた実施機関のみです。
- 日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターは当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関(日本薬学会)への届出を行っており、都道府県薬剤師会の協力を得て研修を行います。
- 実施機関は日本薬学会のホームページで確認できます。

12

日本薬剤師会・日本薬剤師会研修センターによる 研修の実施について

受講にあたって

本研修は、基本的に、

すでに「健康サポート薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、健康サポート薬局の意義や諸規定を理解し、

健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のある薬剤師を対象とします。

健康サポート薬局の理念や制度については、以下を参照

「健康サポート薬局のあり方について」

(健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会報告書)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/matome.pdf>

施行通知(平成28年2月12日薬生発0212第5号)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/0000112481.pdf>

14

日本薬剤師会・日本薬剤師会研修センターによる 研修の全体像

	研修項目	時間数	当会の 研修実施方法
技能習得型 研修 (集合研修)	健康サポート薬局の基本理念	1	【健康サポート薬局のための 多職種連携研修会】 (研修会A) 4時間分 ※都道府県薬剤師会にて実施
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の 対応 (注：自らが勤務する薬局が所在する地域の地域包括 ケアシステムに係る研修を受講すること)	3	
	薬局利用者の状態把握と対応	4	
知識習得型 研修	地域住民の健康維持・増進	2	e-ラーニング 22時間分 ※日本薬剤師会が実施 (8月下旬開始予定)
	要指導医薬品等概説	8	
	健康食品、食品	2	
	禁煙支援	2	
	認知症対策	1	
	感染対策	2	
	衛生用品、介護用品等	1	
	薬物乱用防止	1	
	公衆衛生	1	
	地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1	
	コミュニケーション力の向上	1	
		合計30時間	

15

受講～研修終了～届出の流れ

STEP1 受講申し込み

- 研修会(A・B):勤務する薬局が所在する都道府県薬剤師会へ申し込み
- e-ラーニング:研修専用サイトにて受講(専用サイトは8月下旬頃開設予定)

STEP2 研修の受講・受講証明書の取得

- 受講者は、研修会A・Bと、e-ラーニングをそれぞれ受講し、**受講証明書**を取得する(合計3通)。

STEP3 研修修了証発行申請

- 各研修の受講が終わったら、日本薬剤師研修センターへ全ての**受講証明書**(3通)及び必要書類を提出・申請手数料を支払い、**研修修了証**の発行申請を行う。

STEP4 研修修了証の取得

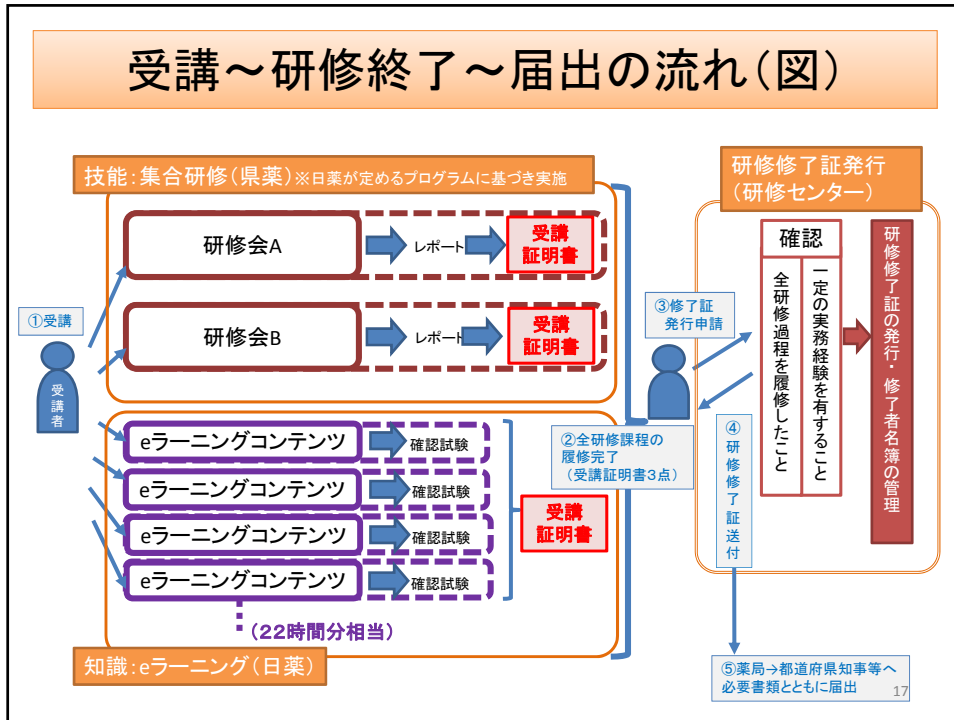
- 日本薬剤師研修センターから研修修了証が送付



薬局→都道府県知事等へ必要書類とともに届出

16

受講～研修終了～届出の流れ(図)



受講にあたっての留意点

- 受講証明書には、有効期限を設けます(3年)。有効期限を過ぎた受講証明書による研修修了証発行申請は受け付けません。
- 本研修は、薬剤師の認定制度ではなく、薬局が健康サポート薬局として届出を行うにあたっての人的資質要件であり、基本的には、近いうちに届出を行う見込み・意欲のある薬局に勤務する薬剤師を対象とするものです。

技能習得型研修について (研修会)

研修内容と到達目標

研修項目	学ぶべき事項	達成目標	時間数
健康サポート薬局の基本理念	1. 健康サポート薬局の概要(理念、各種施策・制度、背景等) 2. 健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習	1. 健康サポート薬局の社会的な位置付けを説明できる。 2. 健康サポート薬局の社会的ニーズを的確に把握でき、健康サポート薬局及び薬剤師のあるべき姿に向けて努力することができる。	1
薬局利用者の状態把握と対応	1. 薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握するための演習 2. 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習	1. 薬局利用者との対話により収集した情報や身体所見などに基づき、薬局利用者の状態、状況を把握することができる。 2. 薬局利用者の相談内容から薬局利用者のニーズをくみ取り、解決策を提案することができる。 3. 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応(かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等)を判断し、実践できる。 4. 相談対応後のフォローアップができる。	4
地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	1. 地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状 2. 地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携に関する演習	1. 地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 2. 薬局利用者から健康の保持・増進に関する相談等を受けた際、適切な職種・機関へ紹介することができる。 3. 地域包括ケアシステムの中で各職種・機関と連携した対応を行うことができる。	3

20

技能習得型研修の実施方法

当会では、3項目8時間分を2つの研修会として実施します。

	研修項目	時間数	当会の研修実施方法
技能習得型研修 (集合研修)	健康サポート薬局の基本理念	1	
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応 (注: 自らが勤務する薬局が所在する地域の地域包括ケアシステムに係る研修を受講すること)	3	【健康サポート薬局のための多職種連携研修会】 (研修会A) 4時間分 ※都道府県薬剤師会にて実施
	薬局利用者の状態把握と対応	4	【健康サポートのための薬剤師の対応研修会】 (研修会B) 4時間分 ※都道府県薬剤師会にて実施

9/4

9/19

研修会の受講申し込みは、都道府県薬剤師会で受け付けます。

21

研修会Aの標準プログラム

1 基本理念【40分】

- 1 薬局・薬剤師についての総論(日薬・共通DVD教材を予定)
- 2 健康サポート薬局の理念～地域包括ケアに対応した薬局・薬剤師

2 当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源と役割の現状【80分】

- 1 当県における健康課題と健康増進施策、健康サポート薬局への期待(健康担当行政)
- 2 各者の取り組み(他職種、保険者など)
- 3 当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源について

3 演習【115分】

- 1 アイスブレイク【15分】
健康サポート薬局とは
- 2 ケーススタディ【80分】
地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携による対応等に関する演習
 - ①グループ討議
 - ②発表(全体)
- 3 演習のまとめ【20分】
 - ①作業
 - ②発表(全体)

4 まとめ【5分】

22

研修会Bの標準プログラム

- 1 薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局【20分程度】
- 2 薬局利用者の状態把握と対応【4時間程度】
(以下を含む、ワークショップ形式のプログラム)
 1. 薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握するための演習
 2. 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習
- 3 まとめ(進行役または県薬役員等)【5分程度】
- 4 レポート作成、提出【10～15分程度】

23

研修会の概要

- 47都道府県において研修会を開催します。
- 理解度確認のため、レポートの作成を受講完了の要件とし、受講完了した者に「受講証明書」が発行されます。
(受講証明書は全国統一様式)
- 受講料は都道府県薬剤師会により異なります。
- 受講証明書の発行費用は受講料に含まれます。

24

よくある質問

Q：他県の研修でも受講できるか。

A：47県で開催することから、**基本的には自県の研修**を受講するものとお考えください。

なお、「地域包括ケアシステムにおける現状と薬剤師の対応」は、厚労省実施要領にて「自らが勤務等する薬局が所在する地域の研修を受講すること」とされているため、**研修会A(当該研修項目を含む)については、他県の研修を受講することは想定していません。**

ただし研修会Bについては、その規定はありませんので、他県の研修会の受講は妨げられません。詳しくは受講希望先の県薬剤師会にお問い合わせ下さい。

25

すでに受講済みとみなす研修について

- 健康サポート薬局に係る研修については、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める実施要綱により「指定確認機関による確認を受ける前の技能習得型研修について、指定確認機関の確認を受けた内容と同等であるものについては、本実施要綱を満たした研修とみなして差し支えない」とされている。
- 「健康サポートのための薬剤師の対応研修会(研修会B)」の標準プログラム内容は、日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターが合同で取り組んだ「薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修事業」に関連して、同様のプログラムによる研修会が各地の都道府県薬剤師会・地域薬剤師会で開催されている。
- 上記を踏まえ、**下記の研修会の受講者は、「研修会B」を受講済みとみなし、受講証明書を発行します。**

福岡県薬剤師会

2016年2月7日(日)実施済

『平成27年度 薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会』

26

知識習得型研修について (e-ラーニング)

研修内容

研修項目	学ぶべき事項	達成目標	時間数
地域住民の健康維持・増進	<ol style="list-style-type: none"> 健康増進施策の概要(健康日本21、国民健康・栄養調査の概要等) 健康診断の概要(がん検診、特定健康診断を含む。) 健康づくりの基準の概要(「健康づくりのための身体活動基準2013」、「健康づくりのための睡眠指針2014」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」等) 	<ol style="list-style-type: none"> 健康増進施策の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 健康診断の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 健康診断の受診が必要な薬局利用者を発見した際に適切な対応(かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介)を判断し、実践できる。 健康づくりの基準の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 	2
要指導医薬品等概説	<ol style="list-style-type: none"> 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法(お薬手帳の活用を含む。)等 薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識(病態生理学、薬理学等) 要指導医薬品等に関する情報収集の方法(PMDAメディアナビ等) 	<ol style="list-style-type: none"> 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定について住民の目線でわかりやすく説明でき、住民の理解を得ることができる。 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法(お薬手帳の活用を含む。)等について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。 要指導医薬品等の重篤な副作用の早期発見や認められた場合の対応について、地域住民にわかりやすく説明できる。 薬局利用者の状態に合わせた適切な対応(かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等)を判断し、実践できる。 新しく販売された要指導医薬品等について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 	8

28

健康食品、食品	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要 2. 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用 3. 健康食品の最新情報 4. 健康食品に関する適正使用と情報提供 5. 健康食品、食品の情報収集・評価の手法 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度について、説明できる。 2. 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 健康食品の最新情報を含め健康食品に関する適正使用と情報提供について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 4. 健康食品、食品の情報収集・評価の手法について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 	2
禁煙支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫煙の健康影響(症状、疾患等) 2. 薬剤師が行う禁煙支援の方法 3. 禁煙の薬物治療 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫煙による健康影響(喫煙による症状、疾病への影響)や医薬品との相互作用を薬学的な観点から説明できる。 2. 喫煙者に対し、禁煙へ向けた適切な対応(助言による禁煙誘導等)や禁煙支援(禁煙補助剤の適正使用等)を行うことができる。 	2
認知症対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症関連施策(認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)等)の概要及び薬剤師の役割 2. 認知症の早期発見・早期対応に関する薬剤師の取組 3. 認知症の薬物治療 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症関連施策及び薬剤師の役割を説明できる。 2. 認知症の疑いがある薬局利用者を発見した際に、適切な対応(かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介)を判断し、実践できる。 3. 認知症の薬物治療について理解し、実践できる。 	1
感染対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標準予防策の概要 2. 季節ごとに流行する代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法 3. 流行している感染症情報の収集方法 4. 代表的な予防接種の意義と方法 5. 代表的な消毒薬の使用法(用途、使用濃度及び調製時の注意点) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標準予防策を実践できる。 2. 流行している代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 代表的な予防接種の意義と方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 4. 代表的な消毒薬の使用法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 	2

29

衛生用品、介護用品等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法 2. 衛生材料・介護用品に関する情報収集の方法 3. 介護保険サービスにおける介護用品の提供方法 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。 2. ニーズの高い衛生材料・介護用品について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 衛生材料・介護用品を必要とする薬局利用者に、適切な対応(衛生材料・介護用品の供給・提供、適切な行政サービス等の紹介)を判断し、実践できる。 	1
薬物乱用防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 依存性のある主な薬物、化学物質(飲酒含む)の摂取による健康影響 2. 覚醒剤、大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止に関する法律の規定 3. 薬物等の依存・乱用防止、過量服薬対策や自殺防止における薬剤師の役割 4. 地域における精神・福祉・保健センターの役割 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 依存性のある薬物等やその規制について説明することができる。 2. 薬物乱用、医薬品の不適正使用のおそれ等の相談を受けた際に、適切な対応(地域の支援策や支援の仕組みの説明、適切な行政の支援事業等の対応先の紹介)を判断し、実践できる。 	1
公衆衛生	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響 2. 誤飲や誤食による中毒の対応 3. 学校薬剤師の位置づけと業務 4. 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日用品などに含まれる化学物質による健康影響を薬学的な観点から説明できる。 2. 日用品に含まれる化学物質の危険性から回避するための方法を住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 誤飲や誤食による中毒に対して住民の目線でわかりやすく助言できる。 4. 学校薬剤師の役割と活動を説明できる。 5. 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 	1
地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアシステムの概要(理念、各種施策・制度、背景等) 2. 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組の現状 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアシステム及び地域包括支援センターの役割を地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 2. 地域包括ケアシステムにおける当該先進的な取組について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 	1
コミュニケーション力の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬局者への応対、相談対応等の接遇 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬や健康に関する気軽に安心できる相談相手として、相談者の気持ちを配慮した対応を行い薬局利用者や地域住民、他職種の人々と良好な信頼関係を築くため、専門職として適切なコミュニケーションがとれる。 	1

30

知識習得型研修の実施について

- 日本薬剤師会を配信元とし、全国の薬剤師を対象にeラーニング教材(22時間分)を専用ウェブサイトにより配信する。
- 教材は、スライド閲覧形式とする。
- 理解度確認のため、教材毎に理解度確認テストを行い、すべての教材の理解度確認テストを完了した者に「受講証明書」を発行する。
- 22時間分の教材を一つのパッケージとし、一括で受講料を設定する。(受講料:8,000円)
- 受講料は、会員・非会員を問わず一律とする。
- 受講料には、受講証明書の発行費用を含む(ダウンロードによる発行)。
- 8月下旬配信開始予定

31

研修修了証の発行について

研修修了証の発行について

以下アイを満たすことが定められています。

- ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者
- イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者

日本薬剤師研修センターにて、

- ・ 3通の受講証明書
- ・ 5年以上の薬局での実務経験(履歴書)

を確認の上、研修修了証を発行します。

(注) 研修修了証は、5年以上の実務経験があることを確認した上での発行となります。5年以下の実務経験で研修を受講した方は、実務経験が5年以上となつてからの申請となります。
(申請時、履歴書に薬局での5年以上の実務経験を記載することとなります)

33

研修修了証の有効期限等について

- 研修修了証の有効期限は発行から6年間とし、修了証に有効期限を明記する。
- 有効期限の2年前から有効期限の間に所定の研修を再履修した者は、研修修了証の有効期限を6年間延長するための手続き(以下、「更新申請」という。)を行うことができる。
- 上記に記載の「所定の研修」には、「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」(研修会Aに相当)を含むものとする。
- 更新申請を行った者に対し、有効期限を延長した研修修了証を交付する。
- 更新申請の手順および費用は、1回目の発行手順および発行費用に準ずることとする。
- 研修を修了しても、健康サポートに関する知識の習得に努めること、自己研鑽に努めることが求められています。

34

研修修了証の取り消し

- 次の場合は、研修修了を取り消す。
 - ア 虚偽の内容にもとづき申請を行った者
 - イ 薬剤師の資格を失った者
 - ウ 薬事に関し犯罪または不正の行為があった者
 - エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為があった者

35

よくある質問

Q: 30時間の研修は、一つの研修機関のものを受講しなければいけないのか、様々な研修機関のものを受けてもよいのか。

A: 同一の研修実施機関の研修課程を全て受講しなければ、研修修了証は発行されません。

したがって、たとえ研修内容が同一・類似であったとしても、他の実施機関が行う研修の受講では、修了証は発行されません。

研修会は都道府県薬剤師会のもの、eラーニングは日本薬剤師会のものを受講してください。

36

よくある質問

Q: 健康サポート薬局は薬局としての届出であるが、研修を修了した薬剤師が他店舗に異動や退職した場合はどうなるのか。

A: 健康サポート薬局の基準として、薬局に常駐する薬剤師の資質が定められており、その要件の一つに研修の受講があります。

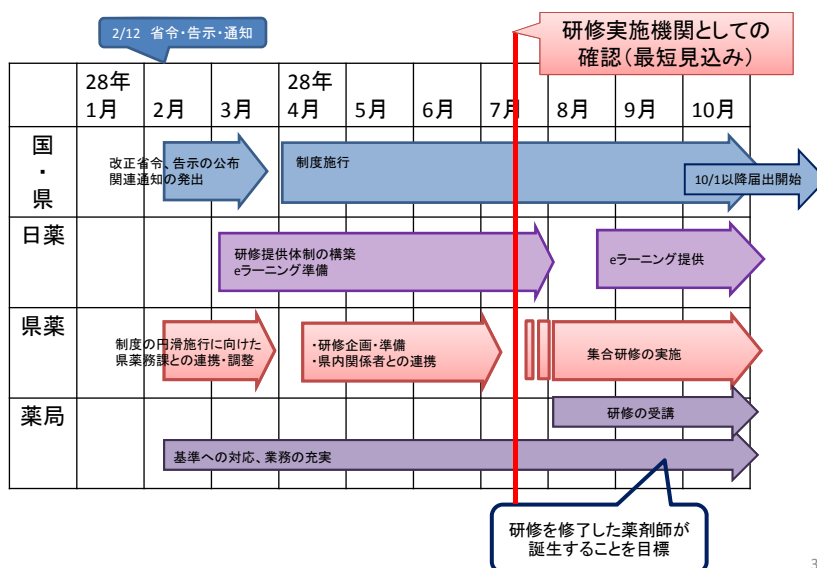
健康サポート薬局には研修を修了かつ一定の実務経験(薬局で5年)を有する薬剤師の常駐が必要とされています。

したがって、研修を修了した薬剤師の退職等により常駐要件を満たさない場合には、健康サポート薬局の基準に適合しなくなるため、その旨を都道府県知事等に届出なくてはなりません。

※健康サポート薬局の表示の有無は、薬局開設許可申請書の記載事項である

37

今後のスケジュール見通し



38